

タンDEM自転車の公道走行の解禁！

長崎県内で二人乗り用のタンDEM自転車の走行が可能となります。

長崎県道路交通法施行細則の一部改正（令和3年10月8日施行）

タンDEM自転車とは？

2人乗り用として製造され、ペダルが縦列に設けられた自転車となります。

乗れるのは
2人まで！



タンDEM自転車の特徴は？

- 同乗者は、ハンドル操作が必要なく、視覚障害者の方も走行を楽しむことができる。
- 車体が長く、小回りが利かない。
- 2人でペダルを漕ぐため、速度が出やすい。



タンDEM自転車の交通ルール

タンDEM自転車は一般的な自転車（普通自転車）と異なる交通ルールがあります。

1 歩道は通行できません。

歩道を通行できるのは、「普通自転車」であり、「タンDEM自転車」は通行できません。

車道の左側端、道路左側の路側帯等を通行しましょう。

タンDEM自転車
通行不可



自転車歩道通行可

2 「自転車を除く」の補助標識は適用されません。

一方通行や進入禁止等の規制標識に「自転車を除く」という補助標識があってもタンDEM自転車は除かれません。



自転車を除く



自転車を除く

3 交差点は二段階右折です。

信号交差点では、「歩行者用信号」ではなく、「車両用信号」又は「歩行者・自転車用信号」に従って進行してください。

